

「歯科外来診療感染対策加算 1」について

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の施行により「医療の安全管理のための体制の確保」が義務づけられています。令和 6 年 6 月の保険改正で歯科外来診療環境体制加算が見直され、歯科外来の医療安全に係る評価(歯科外来診療医療安全対策加算 1、2)と感染対策に係る評価(歯科外来診療感染対策加算 1～4)に再編されました。

本学歯科診療室では下記に掲げる施設基準を満たしており、感染対策に係る評価「歯科外来診療感染対策加算 1」(それぞれ初診時 12 点、3 割負担の方で 40 円、再診時 2 点、3 割負担の方で 10 円)」があります。

1. 本学歯科診療室は歯科医療を担当する保健医療機関です。
2. 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準※の届出を行っています。

※初診料の注1に係る施設基準について

診療室内に設置した滅菌器を使用する滅菌体制が整っています。

歯科診療室の平均患者数の実績は、10～20 人です。

歯科診療室に、歯科用ハンドピース 59 本、歯科ユニット 6 台が備えられています。

院内感染防止対策(標準予防策及び新興感染症に対する対策)に関する研修の受講した常勤歯科医師が配置されています。

3. 複数名の歯科医師及び歯科衛生士が配置されています。
4. 院内感染管理者が配置されています。
5. 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保しています。

「歯科外来診療感染対策加算 1」の施設基準

1. 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。
2. 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出を行っていること。
3. 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者が1名以上配置されていること。
4. 院内感染管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されていること。
5. 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。

令和 7 年 5 月 30 日

千葉県立保健医療大学 歯科診療室管理者